

ふるさと白馬村を応援する寄附金 協賛事業者募集要領

1 目的

ふるさと白馬村を応援する寄附金（以下、ふるさと納税）による白馬村への寄附促進と特産品等の広報や販売促進及び誘客等を図るため、法人・団体または個人（以下、協賛事業者）を募り、協賛事業者から提供された村産品等を寄附に対してお礼の品（以下、返礼品）として寄附者へ贈呈する。

2 協賛事業者について

協賛事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- （１）白馬村内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場等のいずれかを有する法人、団体または個人事業主等であること。ただし、白馬村の広報や販売促進等を図るため、白馬村長が特に認めた場合はこの限りではない
- （２）村税等に滞納がないこと
- （３）長野県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定するもの（暴力団及び暴力団員）および反社会的勢力に属するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと
- （４）本事業の趣旨に賛同し、返礼品について、適切な品質管理及び寄付者からの信頼確保等に努め、責任ある対応ができること

3 返礼品について

白馬村におけるふるさと納税制度に係る返礼品は以下の条件を満たすものとする。

- （１）配送を伴う場合に、配送に耐えうるもの
- （２）食品の場合、寄附者に到着後、原則 10 日以上消費期限が保証されるもの
- （３）食用米の場合、白馬村認定農業者が生産したもの（紫米はその限りではない）
- （４）平成 31 年総務省告示第 179 号に基づき次に掲げるいずれかの号に該当するもの

第 1 号

白馬村内において生産されたもの

第 2 号

白馬村内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

第 3 号

白馬村内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする

イ 食肉の熟成または玄米の精白（長野県内において生産されたものを原材料とするもの）

- ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行われており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が村内で生じている旨の証明がなされたもの

第4号

白馬村内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の村内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）

第5号

白馬村の広報の目的で生産された白馬村のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から白馬村の独自の返礼品等であることが明白なもの

第6号

前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上を占めるもの

第7号の1

白馬村内において提供される役務（サービス）その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む）の提供に係る役務を除く）であって当該役務の主要な部分が白馬村に相当程度関連性のあるもの

第7号の2

白馬村内に所在する宿泊施設であって、長野県においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、長野県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く）における宿泊の提供に係る役務であること

第7号の3

白馬村内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること

- イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの
- ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の村内の地方団体により提供されるもの

第7号の4

白馬村内において地域のエネルギー源により発電された電気であること

第8号の1

市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の村内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

第8号の2

長野県が県内複数の市区町村と連携し、前各号のいずれかに該当するものを長野県及び県内複数の共通の返礼品等とするもの

第8号の3

長野県が県内複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

第9号

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するもの

第99号

前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること

4 個人情報の取り扱い

- (1) 本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」その他関係法令、ならびに別添の「個人情報取扱業務特記事項」を遵守し、適切に取り扱うこと。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用しないこと。ただし、寄附者が協賛事業者に対し、商品申込等を通じて別途提供した個人情報については、この限りではない。
- (3) 万が一、個人情報が漏えいした際には、速やかに白馬村及び委託事業者へ報告すること。

5 その他留意事項

- (1) 返礼品の指定登録期間は、10月1日から翌年9月30日までを1期とする。協賛事業者から特段の申出がない限り、登録した返礼品は自動的に登録期間を更新するものとする。
- (2) あらかじめ申込みされた返礼品の変更・辞退をする場合や、返礼品の発送遅延、販売中止、品質や送付過程等において事故等の問題が発生した場合には、速やかに白馬村に報告すること。
- (3) 協賛事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等が寄せられた場合には、真摯に対応してその解決に努め、苦情の内容を白馬村へ報告すること。また、品質等に起因する保証やクレーム対応について、白馬村は一切責任を負わないものとする。
- (4) 返礼品を送付するにあたっては、白馬村の信頼を損なうことのないよう、実施に際し白馬村および委託事業者と綿密に協議を行い、その指示に従うこと。
- (5) 要冷蔵かつ賞味期限等が短い商品について、事前に寄附者との確認・調整を十分に行うこと。寄附者の不在等により適正な商品を届けることができなかった場合には、協賛事業者が再発送等にかかる費用を負担すること。

- (6) 登録された返礼品の安定供給が困難になった場合など、商品の発送に支障が生じる場合には、速やかに白馬村および委託事業者に連絡すること。
- (7) 食品を返礼品として取扱う協賛事業者は、食品表示法に基づく必要書類の整備および保存を行い、白馬村・長野県・国からの調査や確認に誠実に対応すること。
- (8) 協賛事業者または返礼品が本要領に定める要件を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断された場合には、登録を取り消すことがある。なお、この登録取消に伴って生じた不利益について、白馬村は一切の責任を負わないものとする。特に、食品の産地名の偽装等により、国が定める地場産品基準または食品表示法への違反が認められた場合には、白馬村は協賛事業者の登録を解除するとともに、寄附者への補償に要する費用および白馬村が受けた損害に対して賠償を請求できるものとする。
- (9) 返礼品の登録にあたっては、「ふるさと白馬村を応援する寄附金協賛事業申込書」および必要書類を白馬村へ提出し、白馬村および総務省の双方から返礼品としての基準を満たしていることの承認を受ける必要がある。
- (10) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、白馬村・協賛事業者・委託業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。
- (11) 返礼品の寄附金額の設定にあたっては、白馬村が権利を有しており、寄附金額は調達費用に3分の10を乗じた金額以上である必要がある。

附則

この要領は、公布の日から施行し、令和6年10月1日に遡って適用する。

別紙

個人情報取扱業務特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 協賛事業者は、本事業に係る業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについて、個人の権利および利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条

1 協賛事業者は、本事業に係る業務を遂行する過程で知り得た個人情報の内容を、第三者に漏らしてはならない。

2 協賛事業者は、本事業に係る業務に従事している者または従事していた者が、その業務に関連して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らさないよう適切に管理しなければならない。

3 前2項の規定は、本事業が終了または解除された後も同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3条 協賛事業者は、本事業に係る業務の遂行に必要な範囲内でのみ個人情報を収集または利用するものとし、目的外の収集および利用を行ってはならない。

(第三者への提供の制限)

第4条 協賛事業者は、白馬村から提供された個人情報を含む資料等を、白馬村の事前の承諾なく第三者に提供してはならない。ただし、返礼品を発送する目的で宅配業者等に提供する場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第5条 協賛事業者は、本事業に係る業務の全部または一部を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ白馬村の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(複製・複写の禁止)

第6条 協賛事業者は、白馬村から提供された個人情報が記録された資料等を、白馬村の承諾なく複製または複写してはならない。

(個人情報の適正管理)

第7条 協賛事業者は、白馬村から提供された個人情報が記録された資料等について、業務が完了するまでの間、毀損または滅失することのないよう、適切な管理に努めなければならない。

(提供資料等の破棄)

第8条 協賛事業者は、業務完了後、白馬村から提供された個人情報が記録された資料等を速

やかに破棄しなければならない。

(事故報告義務)

第9条 協賛事業者は、本事業に係る業務を遂行するために白馬村から提供された個人情報が記録された資料等の内容が、漏えい、毀損または滅失した場合には、速やかに白馬村へ報告し、その指示に従わなければならない。

(協賛の解除および損害賠償)

第10条 白馬村は、協賛事業者が「個人情報取扱業務特記事項」に反したと認めた場合には、当該協賛事業者との協賛を解除し、または損害賠償を請求することができるものとする。

別表

地場産品類型	返礼品として認められると考えられる主な例
第1号	白馬村内で生産した農作物や肥育した家畜の精肉
第2号	原材料のリンゴのうち9割以上を白馬村内で生産されたリンゴを使用して、村外で製造されたリンゴジュース
第3号	白馬村外で生産された小麦粉を使用して、白馬村内で調理されたパン
第3号イ (熟成肉・精米)	長野県内で生産された食肉(玄米)を白馬村内で熟成(精白)し、熟成(精白)工程による付加価値が返礼品の価値の5割以上を上回るもの
第3号ロ (企画立案)	物品の立案、開発、設計・デザインが白馬村内で行われ、その工程による付加価値が物品の価値の5割以上を上回るもの
第4号	白馬村内で生産された米が、近隣の市町村を管轄とするJAに出荷し、JAが村外で生産された米とブレンドして「〇〇米」として出荷したもの
第5号	広報の目的で生産された白馬村の公式キャラクターグッズ等の物品
第6号	白馬村内で生産されたそばの実を使用したそばとそばつゆのセット
第7号	白馬村内に所在するスキー場で使用できるリフト券
第7号の2	白馬村内でのみ営業している宿泊施設の宿泊補助券
第7号の3イ	白馬村外でも営業している宿泊施設の、1泊1人あたりの価格が5万円以下の宿泊補助券
第8号イ	白馬村と近隣の市町村が連携し、共同で開発した特産品や複数の市町村が同意の上、それぞれの地場産品を組み合わせた物品
第8号ロ	長野県が長野県共通の返礼品として取り扱う物品
第8号ハ	長野県内の地域資源として、現にその名称が広く知られている等、広く一般国民から長野県の地域資源であると認識されている物品
第99号	前各号に該当する返礼品等とものの交換できる商品券
その他	前各号に該当する返礼品同士の組み合わせ物品